

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	大阪港湾局 施設管理部 海務課 (海務) (06-6571-1745)
処分担当名	同上
処分の名称	水域占用料等の減免
概要	公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、水域占用料及び土砂採取料（以下「水域占用料等」という。）を減免することがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪港港湾区域内における水域占用料等に関する条例（平成12年4月1日条例第71号）第5条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	<p>◎次の各号のいずれかに該当する場合には、水域占用料等を減額又は免除することがあります。</p> <p>① 国際コンテナ戦略港湾における港湾経営主体^{※1}であって、大阪港の基幹埠頭^{※2}を一元的に管理・運営する者が、国際コンテナ戦略港湾として掲げる目標達成に向け、当該埠頭施設の管理・運営のために水域占用が必要となるとき ※1 港湾経営主体：「阪神港 国際コンテナ戦略港湾における選定に向けた計画書」に位置付けられる港湾経営主体 ※2 基幹埠頭：コンテナ、ライナー、フェリー等の基幹的な埠頭</p> <p>② 公益上の必要その他特別の事由があると認めるとき</p>
標準処理期間	7日
経由日数	なし
提出先	大阪港湾局 施設管理部 海務課 (海務)
提出時期	随時
提出方法	申請書及び添付書類を海務課 (海務) へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	大阪港湾局 施設管理部 海務課 (海務)
ホームページ	
備考	